

様式第2号（第8条関係）

「愉快農園」利用契約書

社会福祉法人中間市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、「愉快農園」利用に関し、次のとおり契約を締結するものとする。

（貸付対象農地）

第1条 貸付に係る農地の所在、地番は、様式第1号「利用申込書」のとおりとする。

2 貸付に係る農地の名称は「愉快農園」及び「第2愉快農園」並びに「第3愉快農園」（以下「農園」という。）とする。

3 甲は乙に「愉快農園」の第 号区画の利用を認めるものとする。

（貸付賃料）

第2条 乙は、甲に対し利用料として、1区画 _____円を、この契約後、30日以内に支払うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とする。

（貸付条件等）

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間は、原則として9月1日から翌年8月31日までの1年間とする。ただし、更新はできるものとする。

(2) 貸付区画数は、原則として1世帯につき1区画までとする。

(3) 貸付に係る賃料は、1区画当たり、年間6,000円とする。ただし、年度の途中で借り受ける場合は、月割り計算するものとする。

2 乙は、農園において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 建物及び工作物を設置すること。

(2) 営利を目的とした作物を栽培すること。

(3) 貸付区画を転貸し、又は交換すること。

(4) 不燃物を投棄し、又は埋設すること。

(5) 永年性作物を作付すること。

3 乙は、相互に分担して、農園の除草、清掃等を行うものとする。

（申し込みの方法）

第5条 乙は、本会へ愉快農園利用申込書（様式第1号）を提出しなければならないものとする。ただし、申込みをすることができる者は、原則として本市内に住所を有する農家以外の者とする。

（区画の決定）

第6条 甲は、第5条の規定に基づき申し込みをした者を先着順に決定するものとする。ただし、2年次以降は更新者を優先する。

(貸付農地の解除等)

第7条 次の各号に該当するときは甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 第4条第2項各号に掲げる行為をしたとき。
- (3) 貸付区画以外を正当な理由なく耕作したとき。
- (4) 乙が貸付賃料を支払わないとき。
- (5) 農園の管理及び運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付区画の返還)

第8条 乙は、第3条に規定する貸付期間が終了したとき(更新し、継続して貸付を受けようとする者を除く。)又は、前条の規定による解約をしたときは、速やかに貸付区画を現状に復し、返還しなければならない。

2 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は、資材等については乙は一切の権利を放棄したものとみなし、甲は任意で処分することができる。

(賠償責任)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、農園内の施設等に損害を与えたときは、速やかに現状に回復し、その損害を甲に賠償しなければならない。

2 甲は、農園内または農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は、農作物の盗難、病虫害の発生、自然災害に対して、一切の責めをおわないものとする。

(賃料の不返還)

第10条 すでに納めた貸付賃料は返還しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その全部または一部を返還することができる。

- (1) 乙の責めによらない理由で貸付ができなくなったとき。
- (2) 本会が相当の理由があると認めたとき。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

「甲」福岡県中間市通谷一丁目36番10号
社会福祉法人中間市社会福祉協議会
会 長

「乙」入園者(第 ー 号)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)